

宿泊施設の使用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

宿泊施設の使用等に関する規則の一部を改正する規則

宿泊施設の使用等に関する規則（昭和35年岩手県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、養成所、研修所、職業能力開発校等の公の施設及び<u>試験場等の公の施設</u>以外の機関の学生、研修生その他の受講生（以下「受講生」という。）並びに職務のため旅行した職員（職員の帯同する者を含む。以下同じ。）の宿泊の用に供するための施設（以下「宿泊施設」という。）の使用又は利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 使用者が<u>成年に達しない者</u>であるときは、前項第3号の規定による損害賠償のための連帯保証人を立てなければならない。</p> <p>(利用の承認等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>前条</u>の規定は、前項の利用の承認について準用する。この場合において、<u>前条中</u>「使用」とあるのは「利用」と、「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県立農業大学校研修生宿泊施設</td><td>胆沢郡金ケ崎町</td></tr><tr><td><u>岩手県林業技術センター研修生宿泊施設</u></td><td><u>紫波郡矢巾町</u></td></tr></tbody></table>	名称	所在地	[略]	[略]	岩手県立農業大学校研修生宿泊施設	胆沢郡金ケ崎町	<u>岩手県林業技術センター研修生宿泊施設</u>	<u>紫波郡矢巾町</u>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、養成所、研修所、職業能力開発校等の公の施設及び公の施設以外の機関の学生、研修生その他の受講生（以下「受講生」という。）並びに職務のため旅行した職員（職員の帯同する者を含む。以下同じ。）の宿泊の用に供するための施設（以下「宿泊施設」という。）の使用又は利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 使用者は、<u>別表第1に掲げる宿泊施設（岩手県立農業大学校研修生宿泊施設を除く。）</u>の使用に当たっては、前項第3号の規定による損害賠償のための連帯保証人を立てなければならない。<u>ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(利用の承認等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>前条第1項及び第2項</u>の規定は、前項の利用の承認について準用する。この場合において、<u>これらの項中</u>「使用」とあるのは「利用」と、「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県立農業大学校研修生宿泊施設</td><td>胆沢郡金ケ崎町</td></tr></tbody></table>	名称	所在地	[略]	[略]	岩手県立農業大学校研修生宿泊施設	胆沢郡金ケ崎町
名称	所在地														
[略]	[略]														
岩手県立農業大学校研修生宿泊施設	胆沢郡金ケ崎町														
<u>岩手県林業技術センター研修生宿泊施設</u>	<u>紫波郡矢巾町</u>														
名称	所在地														
[略]	[略]														
岩手県立農業大学校研修生宿泊施設	胆沢郡金ケ崎町														
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>															

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。